

## ○松阪市犯罪被害者等支援要綱

平成31年4月1日告示第132号

### 松阪市犯罪被害者等支援要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進し、市民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として行う犯罪被害者等の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、周囲の偏見や心ない言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、報道機関(報道を生業として行う個人を含む。)による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失等の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、三重県その他本市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

#### (相談及び情報の提供等)

第3条 市は、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、庁内関係所管及び関係機関等との連絡及び犯罪被害者等が置かれている状況に応じた支援のために必要な調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談窓口を設置するものとする。

3 前項に規定する窓口は、地域安全対策課に置く。

#### (基本的支援)

第4条 市は、犯罪被害者等の置かれた状況を考慮して、次に掲げる支援を行うほか、関係機関等の施策による犯罪被害者等への支援が適切に提供されるようにするものとする。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするために行う、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供に係る支援
- (2) 犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して行う、居住の安定に係る支援
- (3) 犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図ることを目的として行

う、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な支援

(4) 犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援

(5) 犯罪被害者等支援の充実を図ることを目的として行う、相談、助言、その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な支援

(広報及び啓発)

第5条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について市民の理解を深めるとともに、犯罪被害者等が二次被害又は再被害を被ることのないよう、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(民間支援団体との連携及び協力)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供等必要な連携及び協力を行うものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第7条 市は次の各号に該当すると認めるときは、支援を行わないことができる。

(1) 市の他の施策により、助成金の支給対象となる費用の全部又は一部について支給が行われたとき。

(2) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に、親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

(3) 犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものであるとき。

(4) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき。

(5) 犯罪被害者等が犯罪等を容認したとき。

(6) 犯罪被害者等が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。